

乳がん診断一時保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
乳がん	別表に掲げる悪性新生物および上皮内新生物をいいます。
乳がん診断一時保険金額	保険証券記載の乳がん診断一時保険金額をいいます。
診断確定	医師によって、病理組織学的所見（注）により診断確定されたものをいいます。ただし、病理組織学的所見（注）が得られない場合には、その他の所見による診断確定も認めることがあります。 （注）生検を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が乳がんと診断確定された場合に、この特約および普通保険約款の規定に従い、乳がん診断一時保険金を支払います。

第3条（乳がん診断一時保険金の支払）

（1）当社は、次のとおり保険金を支払います。

種類	支払事由	支払額
乳がん診断一時保険金	被保険者が、責任開始日（注1）以後の保険期間中に初めて乳がんとして診断確定された場合	被保険者が診断確定された乳がんが、 ① 悪性新生物の場合 乳がん診断一時保険金額 ② 上皮内新生物の場合 乳がん診断一時保険金額の10%

（2）乳がん診断一時保険金の支払は、保険期間（注2）を通じ、悪性新生物または上皮内新生物につき、それぞれ1回に限ります。

（3）（1）の場合において、被保険者が乳がんとして診断確定された時に乳がん診断一時保険金を支払うべきがんを2以上併発していた場合は、当社は、それぞれのがんに対する乳がん診断一時保険金のうち、いずれか高い金額を乳がん診断一時保険金の支払額とします。

（4）この保険契約が初年度契約である場合において、被保険者が乳がん（注3）を被った時が責任開始日より前であるときは、当社は保険金を支払いません。

（5）この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が乳がん（注3）を被った

時が責任開始日より前であるときは、当社は保険金を支払いません。

(注1) 保険期間の初日（この保険契約が継続契約である場合は、初年度契約をいいます。初年度契約の締結の後に保険契約の条件について当社の保険責任を加重する場合には、その部分に限り、当社の保険責任が加重された日とします。）からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。以下同様とします。

(注2) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

(注3) 医学上重要な関係があると医師の診断に基づき当社が認めたものを含みます。

第4条（責任開始日前の乳がん診断によるこの特約の無効）

(1) 被保険者が初年度契約の責任開始日の前日までに乳がんを診断確定していた場合は、被保険者がその事実を知っていると知らないにかかわらず、この特約は無効とします。

(2) (1) の場合において、告知前に被保険者が乳がんを診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、当社は、既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。

(3) (1) の場合において、告知前に被保険者が乳がんを診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者が知っていたときは、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

(4) (1) の場合において、告知の時から初年度契約の責任開始日の前日までの間に被保険者が乳がんを診断確定されていたときは、当社は、既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。

(5) 本条の規定によってこの特約が無効となる場合は、普通保険約款第9条（告知義務）および第20条（保険料の返還—無効または失効の場合）の規定を適用しません。

第5条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当社の保険金請求権は、第3条（乳がん診断一時保険金の支払）の乳がんの診断確定を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。

- ① 当社の定める疾病の状況報告書
- ② 疾病の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書（注1）
- ③ 被保険者または乳がん診断一時保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
- ④ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑤ 乳がん診断時一時保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑

証明書（注2）

- ⑥ その他当社が普通保険約款第25条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）当社の定めるものとします。

（注2）乳がん診断一時保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 対象となる乳がん

1. 対象となる乳がん

対象となる乳がんは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
乳房の悪性新生物	C50
乳房の上皮内癌	D05

2. 「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2	・・・・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3	・・・・・・悪性、原発部位
／6	・・・・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	・・・・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(注1) 上記1. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記1. に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限って、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

(注2) 上記2. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限って、その新生物を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

悪性新生物のみ支払特約（乳がん診断一時保険金支払特約用）

当社は、この特約により、乳がん診断一時保険金支払特約に規定する乳がん診断一時保険金については、被保険者が診断確定された乳がんが、悪性新生物の場合にのみ支払うものとしてします。